

# 業務部速報



No. 47

発行 25. 9. 24

JR東労組 業務部

## 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ提出④ 申5号

### 【賃金制度の見直し】24項目

11. 自動車等で通勤する組合員の通勤手当の支給額を増額すること。
12. 特定時間割増手当導入に伴い、フレックスタイム制勤務を適用する組合員については、コアタイムのみの支給ではなく、労働した時間を特定時間割増手当の支給対象とすること。
13. 特定時間割増手当のC単価については、夜間作業に従事する組合員のモチベーション向上のために、1時間当たり賃金額に 50/100 を乗じたものとする。
14. 緊急時における輸送の安定性を確保するために、緊急呼出手当の支給額を増額すること。
15. JR東日本の事業の特性を鑑み、年末年始手当以外に、三大輸送に対する手当を新設すること。
16. 休日労働した場合において、年末年始手当と超過勤務手当を併給すること。
17. 住宅等手当（地域額）の地域Bに、現在、都市手当の支給対象となっている地域もあることから、住宅等手当（地域額）について、一律 45,000 円とすること。
18. 住宅等手当（住居額）について、地域区分をなくし、同一額とすること。
19. 住宅等手当（別居額）について、別居する際の負担軽減のために増額すること。
20. 扶養親族に対する手当を継続し、扶養する配偶者および父母等に対して、現在の扶養手当と同額を支給すること。
21. 扶養する子の範囲については、22 歳に達する日の属する年度の末日までではなく、年齢に関係なく就学期間までとすること。
22. マネジメント手当支給組合員およびジョブ型運用組合員に対して、子ども手当を併給すること。
23. 子ども手当の支給額を増額すること。
24. 遠距離異動手当については、転勤の発令がない場合においても、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が 100 km 以上ある場合は支給対象とすること。

⑤に続く